する法律施行令の一部を改正する政令をここに公高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関 布する。

名 御 璽

御

平成三十年十月十九 国務大臣 麻生内閣総理大臣臨時代開 日 太郎

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のに関する法律施行令の一部を改正する政令高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進政令第二百九十八号 の六第一項及び第五十八条の規定に基づき、このいて準用する同法第十九条並びに同法第二十四条第十四条第一項、同法第二十二条の二第五項にお 政令を制定する。 促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)

する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号) 子を」に、「車いす使用者」」を「車椅子使用者」」に、 第十四条第一項第一号中「車いすを」を 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関 一部を次のように改正する。 車椅

|車いす使用者用便房||を「車椅子使用者用便房|

があるときは、その端数を切り上げた数)以上」 同項第二号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用 百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数 子使用者用客室」に、「一以上」を「客室の総数に 子使用者が」に、「車いす使用者用客室」を 者」に改める。 し書並びに同号イ及びロ中「車いす使用者用便房」 に改め、同条第二項中「車いす使用者用客室」を に改める。 |車椅子使用者用客室| に改め、同項第一号ただ 第十五条第一項中「車いす使用者が」を 「車椅子使用者用便房」に改め、同号口(2)及び 一車椅 「車椅

椅子使用者用駐車施設」に改め、同条第二項中「車子使用者が」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車 施設」に改める。 いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車 第十七条第一項中 「車いす使用者が」を 車椅

田便房又は車椅子使用者」に改め、同号ハ中「車いす」を「車椅子使用者」に改め、同場の、同場のでは車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者」に改め、同境第五又は車いす」を「車椅子使用者」に改め、同号ハ中「車い では、「車いす」を「車椅子」に改め、同号ハ中「車い では、「車いす」を「車椅子使用者」に改め、同項第三号ロ中 中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、 同号リ3中「かご」を ご」を「籠」に改め、 同号ハ中 同項第七号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、 に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、 使用者」に改め、同号へ、ト及びチ(1)中「かご」 号口及びハ中「かご」を「籠」に改め、同号ホ中 設」に改め、同条第二項第二号ロ中「車いす使用す使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施 使用者用便房」に、「車いす使用者用客室」を「車 同項第二号中「車いす使用者用便房」を「車椅子 を「籠」に改め、同号チ②中「かご」を「籠」に、 椅子使用者用客室」に改め、同項第三号中「車い 「車いす」を「車椅子」に改め、同号リ⑴中「か 「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子 「車いす使用者」 同号リ2中「かご」を「籠 「すべて」を「全て」に改め、 「籠」に改め、同項第六号 を 「車椅子使用者」

施設」に改める。 いす使用者用駐車施設 「車椅子使用者用便房」 第二十二条第四号中 第二十四条の見出し中 「車いす使用者用便房」 を「車椅子使用者用駐車に改め、同条第六号中「車 「認定特定建築物」 を

定建築物特定施設」を加える。 特定施設」の下に「又は当該認定協定建築物の協 場合を含む。)」を、「、認定特定建築物」の下に「又 定特定建築物等」に改め、同条中「第十九条」の は認定協定建築物」を、「認定特定建築物の建築物 下に「(法第二十二条の二第五項において準用する

とする。 を「に、同条第一項」に改め、同条を第二十九条第二項」

(移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれ一十四条の次に次の一条を加える。 一十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、 第二十七条を第二十八条とし、 二十六条とし、第二十六条を第 0

第二十五条 法第二十四条の六第一項の政令で定 項の道路特定事業の施行として行うものを除 める行為は、次に掲げるもの(法第二十八条第 ある行為) 項の公共交通特定事業又は法第三十一条第

く。)とする。 構造若しくは配置の変更を伴うものやで定める経路を構成する出入口の新設又はの円滑な利用に適するものとして国土交通省 するものとの間の経路又は高齢者、 に掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接 における車両等の乗降口と次のイ若しくは 設又は改良であって、当該生活関連旅客施設 において「生活関連旅客施設」という。)の建 生活関連施設である旅客施設(以下この 障害者等

ロイ 他の生活関連旅客施設

限る。) 情を勘案して国土交通省令で定めるものに (移動等円滑化の促進の必要性その他の事 生活関連経路を構成する一般交通用施設

滑な利用を確保するため必要があると認めて路に接するものの高齢者、障害者等による円 指定する部分の新設、 市町村が国土交通省令で定めるところにより のうち、次のイ又は口に掲げる施設で当該道 生活関連経路を構成する道路法による道路 生活関連旅客施設 改築又は修繕

情を勘案して国土交通省令で定めるものに (移動等円滑化の促進の必要性その他の事生活関連経路を構成する一般交通用施設

(経過措置)

(施行期日) **附則**

1

滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日成三十年十一月一日)から施行する。ただし、 (平成三十年法律第三十二号)の施行の日 宷

から施行する。 上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た一 第十五条の改正規定(同条第一項中「一以び附則第三項の規定(可条第一項中「一以び附則第三十四条(見出しを含む。)の改正規定及 の端数を切り上げた数)以上」に改める部分 数(その数に一未満の端数があるときは、 に限る。)及び次項の規定 日 平成三十一年九月 そ

第三百八十三号)の一部を次のように改正する。 (宅地建物取引業法施行令の一部改正) 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令

の下に「(これらの規定を同法第五十一条の二第 三項において準用する場合を含む。)」を加える。 国土交通大臣 石井 啓一 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣

第三条第一項第三十四号中「第五十条第四項」

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の 特定建築物の維持については、なお従前の例に施行前に着手した建築及び当該建築をした特別 物の維持について適用し、同号に掲げる規定のおいて同じ。)及び当該建築をした特別特定建築 の施行後に着手する建築(用途の変更をして特五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定 別特定建築物にすることを含む。以下この項に 移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十